

浄化槽設置事業 のご案内



問 環境保全課 環境衛生係
☎45-1111 内線2133

河川環境の改善と快適な生活環境の実現のため、合併処理浄化槽の設置を推進しています。平成22年度においては、28基の浄化槽を次の事業によって整備し、平成23年度においても、30基程度の事業実施に向けて取り組む計画としています。

なお、お住まいの地域によって事業が異なりますのでご注意ください。

浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)

●事業内容

浄化槽の設置から維持管理までを町が事業主体となつて行う「町設置型」の浄化槽事業です。

●事業の対象地区

概略的に次の地区以外が対象となります。

詳細はお問い合わせください。

(北川、奈良、西仲、東仲、内深田、出目(新田)、興野々、小倉、小西野々、生田、清水、畔屋、小松、下大野、広見、上鍵山、下鍵山、上大野、父野川下(川口))

※地元で浄化槽の設置に対して制約がある場合は、関係者と協議の上、許可を受けてください。水利権者の方には水質改善になりますので、浄化槽の排水放流にご協力をお願いします。

●事業の対象住宅

この事業は、専用住宅、併用住宅、集会所が対象となります。

※この場合の併用住宅とは、居住と店舗等を併用した住宅で、居住部分の延床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める建築物であつて、居住部分以外に該当する人槽区分が、居住部分に該当する人槽区分に満たない住宅です。

●施工および管理の区分

浄化槽本体を町で設置します。それ以外の排水設備と放流管は使用者に施工していただきます。維持管理も同様の区分です。

